

一般社団法人日本相続学会

第 13 回研究大会

■ 認知症と相続

主 催： 一般社団法人日本相続学会
第 13 回研究大会実行委員会
期 日： 2025 年 10 月 17 日 18 日
会 場： ウィンクあいち

日本相続学会 設立趣意書

（問題提起）

「相続とは、亡くなった人の財産を家族などの相続人が受け継ぐこと」と定義されます。現在、多くの国民の相続に関する関心事は、財産分割の行方と相続税に向けられています。その結果として遺産分割協議が整わず、長期間にわたる調停・審判等による遺産分割（争族）が増加している事実は周知のとおりです。

相続人同士の争いは、これまでの良好な「感情的係わり合い」を憎しみに変化させ、兄弟姉妹が絶縁状態になる等の不幸を招きます。そして国民生活を支える基礎集団である「家族」の幸福追求する力の低下を招くという結果を憂います。

このたびの東日本大震災は、日本人が戦後の経済至上主義のなかで、不合理として捨て続けてきたものが、実は人間が生きていくうえで、不可欠であったことを示唆していることは、既に多くの指摘がなされているところです。

この機会に、相続に関係を持つ専門家の知恵を結集し、円満かつ円滑な相続のあり方について研究し、その成果を国民に公開することが必要ではないでしょうか。

（志）

日本相続学会は、「円満かつ円滑な相続」を目標とし、①相続学という学問領域を確立すること ②会員が地域で連携すること ③会員が情報交換と研鑽を重ねること ④研究成果等の情報を広く社会に公開すること ⑤適時、政府に対して政策提言を行うこと 等の課題に取り組まなければならないと思います。

本学会は、円満かつ円滑な相続が広く普及し、国民の幸福な生活に資することを目的として、相続に関連を持つ様々な実務家・関係者・研究者の参加を得て設立されるものです。

本学会の設立趣旨に賛同し、ともに円満かつ円滑な相続の実践と研究に情熱を傾けようとする皆様の参加を心から呼びかけます。国民の期待に積極的に応え、今こそ21世紀の日本社会の課題に立ち向かおうではありませんか。

2012年11月

呼びかけ人	伊藤久夫（FP・相続アドバイザー）	池畑芳子（税理士）
	吉田修平（弁護士）	宮田浩志（司法書士）
	平川 茂（税理士）	中尾徳彦（家裁調停委員）
	内藤 雄（相続アドバイザー）	榊原正則（保険専門紙）
	中島 誠（司法書士）	佐藤健一（税理士）
	酒井利直（元信託銀行役員）	芳賀則人（不動産鑑定士）
	矢田尚子（日本大学准教授）	金子 充（経営コンサルタント）
（顧問）	平川忠雄（日本税務会計学会会長）	<順不同>

一般社団法人日本相続学会 第13回研究大会 開催要綱

■大会テーマ：『認知症と相続』

■大会趣旨：

わが国はすでに超高齢社会に突入しており、今後も高齢者人口の増加が続くことは広く知られています。とりわけ、認知症の発症率は加齢とともに高まる傾向にあり、認知症は今後ますます深刻な社会問題となることが予想されます。

被相続人または相続人が認知症を発症し、意思能力を喪失した場合、家族には介護という現実的な負担が生じるだけでなく、相続に関する事前対策の実施が困難となり、財産管理や相続開始後の手続きが複雑化する事態が発生します。

こうした現状を踏まえ、本大会では、円満かつ円滑な相続の重要性を社会に改めて提起するとともに、その実現に向けて、専門的かつ多角的な視点から議論を深め、学会として具体的な提言を行うことを目的とします。

■日 時：2025 年 10 月 17 日（金）・18 日（土）

■会 場：ウインクあいち （名古屋市中村区名駅 4 丁目 4-38）

■主 催：一般社団法人日本相続学会・第13回研究大会実行委員会

■日 程：

10 月 17 日（金）

12:15	13:00	13:10	14:40		15:00	16:30		17:30
受付	開 会 式	●基調講演 「認知症診療の最前線」 武田章敬 先生		休 憩	●シンポジウム 「認知症と相続」		休 憩	情報交 換会
1204 会議室（12 階）					1204 会議室（12 階）			

10 月 18 日（土）

10:00	10:20	11:50		13:00	15:00	15:00
学会賞 授賞式	●研究発表 「遺言制度の見直しに ついて」研究部会		休 憩	●事例研究発表 3 会場 6 名		閉 会 式
1007 会議室（10 階）					1007・1008・1205 会議室	1007 会議室

■■基調講演 『認知症診療の最前線』

講師：武田 章敬（たけだ あきのり）先生

（講師プロフィール）

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院 もの忘れセンター長

1989年名古屋大学医学部卒業 1989年名古屋掖済会病院勤務
1995年小山田記念温泉病院勤務 1999年名古屋大学医学部付
属病院勤務 2004年国立長寿医療センター 第一アルツハイマー
型認知症科医長 2008年厚生労働省老健局 認知症対策専門官
2010年国立長寿医療研究センター 脳機能診療部第二脳機能診
療科医長 2016年国立長寿医療研究センター 医療安全推進部長
2020年国立長寿医療研究センター 長寿医療研修センター長
2022年国立長寿医療研究センター 病院 もの忘れセンター長
現在に至る。



■シンポジウム 『認知症と相続』

シンポジスト：

武田 章敬 氏（国立長寿医療研究センター 病院 もの忘れセンター長）

宮田 百枝 氏（こもれび法律事務所）

湊 貴行 氏（一般社団法人日本認知症資産相談士協会 理事）

平井 俊圭 氏（一般社団法人三重県社会福祉士会 会長）

コーディネーター：

伊藤 久夫 氏（一般社団法人日本相続学会 会長）

■研究発表

『遺言制度の見直しについて』～デジタル遺言を中心に～

発表：研究部会「遺言制度見直し」ワーキンググループ

森川 紀代 氏（森川法律事務所）

竹内 裕詞 氏（さくら総合法律事務所）

小池 知子 氏（あせび法律事務所）

■事例研究発表（3会場同時進行）

敬称略

1部	（氏名）	（テーマ）	（所属）
	石川登三男	笑って予防、書いて安心遺言書 司法書士による相続遺言落語『はしぶくろ』	石川司法書士・行政書士事務所
	水野 圭爾	相続人に認知障害があったときの相続税税務調査の現場」	水野税理士法人
	浅野 了一	認知症と公正証書遺言の有効性に関する一考察	弁護士法人名古屋総合法律事務所

2部

	佐山 和弘	認知症介護の不平等と向き合うための遺言書のあり方	行政書士さやま法務コンサルティング
	安藤 学	相続不動産の売却	株式会社 MIZUNO ホーム
	横山 大貴	ご遺族のための「おくやみコーナー」	愛知県津島市役所市民課

■参加費

		早期割引 (9月30日まで)	通常申込 (10月1日以降)
研究大会（全日程）	会 員	5,000 円	7,000 円
	一 般	7,000 円	9,000 円
情報交換会〈情報交換会のみ参加は不可〉		6,000 円	

※学生は上記の半額（情報交換会は除く）

■参加申込

（申込開始）2025 年 9 月 1 日～

（申込締切）2025 年 10 月 9 日（参加費着金期限）10 月 9 日

（申込方法）

（1）右の二次元バーコードまたは下記 URL から参加申込
フォームにて申し込み（URL：<https://x.gd/5dw2g>）



（2）振込先に参加費を送金（手数料負担願います。）

(3) 参加費着金をもって受付完了、実行委員会からメールにて受付完了連絡。

(4) オンライン参加者は、10月10日以降に実行委員会からメールにて、
参加ID・パスワードを送付（送付後のキャンセル参加費返金なし）

(振込先) ゆうちょ銀行 二〇八支店 普通預金 2446751

一般社団法人日本相続学会

■キャンセル

申込後、やむを得ず取消を行う場合、メールにてすみやかに実行委員会事務局へご連絡ください。（参加費返金に伴う振込手数料は、参加者負担とします。）

変更の時期	参加費返金
2025年10月9日まで	参加費の100%
2025年10月10日～当日	なし

■緊急連絡

自然災害、感染症、その他の事象により研究大会を延期、またはオンライン配信のみ、中止する場合は、本学会ホームページにてお知らせします。

■実行委員会事務局（一般社団法人日本相続学会）

〒101-0021 東京都千代田区外神田6丁目9-6 平川会計パートナーズ 内

※事務局への連絡は、下記メールアドレスへお願いします。

大会用メールアドレス renraku@souzoku-gakkai.jp
ホームページ URL <https://souzoku-gakkai.jp>

■ごあいさつ

第13回研究大会を開催できることをとても嬉しく存じます。実行委員会の皆様をはじめ、開催にご尽力いただいたすべての関係者の皆様、そして日頃から学会の活動を支えてくださる会員の皆様に、厚く御礼を申し上げます。

今回の研究大会は、私たちが長年掲げてきた「円満かつ円滑な相続」という理念を、現代社会の最も重要な課題の一つである「認知症」という視点から深く掘り下げます。

認知症は、誰にとっても他人事ではありません。医療や介護の現場では、日々、ご本人の意思がどこまで尊重されるべきか、財産の管理をどう進めるべきか、家族間のコミュニケーションをどう支えるべきか、という重い問いが突きつけられています。法的な手続きや財産管理の専門知識だけでは、決して解決できない問題が山積しています。

今回の研究大会では、この課題に対し、多角的な視点から光を当てたいと考えています。基調講演では、第一線の専門家である国立長寿医療研究センターの武田章敬先生から「認知症診療の最前線」というテーマでお話をいただきます。また、シンポジウムでは、医師、弁護士、認知症資産相談士、社会福祉士という異なる分野の専門家が、それぞれの立場から知見を共有し、実践的な解決策を探ります。

研究発表では、法制審議会民法（遺言関係）部会が取りまとめた「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」のパブリックコメントにおいて、本年9月に本学会から法務省に提出した意見書を題材として、研究部会から最先端の情報を報告いただきます。また、事例研究発表では、幅広い分野から6名の方にご登壇いただきます。お手元の資料にもございますとおり、いずれも実務に直結する有意義な発表ですので、ぜひご期待ください。

2日間、活発な議論と交流を通じて、私たち全員の知見が深まることを期待しています。皆様のご参加に重ねて感謝申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

一般社団法人日本相続学会
会長 伊藤久夫

『認知症診療の最前線』

講師：武田 章敬（たけだ あきのり） 先生

武田 章敬（たけだ あきのり） 医師（脳神経内科）

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院 もの忘れセンター長

1989 年名古屋大学医学部卒業 1989 年名古屋掖済会病院勤務 1995 年小山田記念温泉病院勤務
1999 年名古屋大学医学部付属病院勤務 2004 年国立長寿医療センター 第一アルツハイマー型認知
症科医長 2008 年厚生労働省老健局 認知症対策専門官 2010 年国立長寿医療研究センター 脳機能
診療部第二脳機能診療科医長 2016 年国立長寿医療研究センター 医療安全推進部長 2020 年国立
長寿医療研究センター 長寿医療研修センター長 2022 年国立長寿医療研究センター もの忘れセ
ンター長 現在に至る。

『認知症と相続』

シンポジスト

- 武田 章敬 氏： 国立長寿医療研究センター 病院 もの忘れセンター長
- 宮田 百枝 氏： こもれび法律事務所
- 湊 貴行 氏： 一般社団法人日本認知症資産相談士協会 理事
- 平井 俊圭 氏： 一般社団法人三重県社会福祉士会 会長

コーディネーター

- 伊藤 久夫 氏： 一般社団法人日本相続学会 会長

『遺言制度の見直しについて』～デジタル遺言を中心に～

発表者(研究部会) (順不同)

- 森川 紀代 氏(森川法律事務所)
- 竹内 裕詞 氏(さくら総合法律事務所)
- 小池 知子 氏(あせび法律事務所)

研究部会では、法制審議会民法(遺言関係)部会が取りまとめた「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案」のパブリックコメントにおいて、本年9月に本学会から法務省に提出した意見を題材として、創設が期待されているデジタル遺言方式を中心に、法制審議会の議論の最新情報や改正に向けた動向について発表を行う予定です。

事例発表概要

発表者 / 所属	テーマ
石川登三男（司法書士落語家石亭いんこ） 石川司法書士・行政書士事務所	笑って予防、書いて安心遺言書（司法書士落語家による相続遺言落語『はしぶくろ』）

前提情報

講師歴として、司法書士として28年の豊富な知識と経験をベースに、特技の落語による軽妙な語り口で『健康』と『相続・遺言』について、分かり易くお話しいたします。2019年より日本各地で相続遺言落語セミナーを好評開催中です。

事例発表

『はしぶくろ』に書かれた自筆証書遺言に基づく、遺言書の有効性、家庭裁判所への検認、自宅の相続登記までを、実際の案件を基に落語化したノンフィクション・私落語（わたくしらくご）をメインに、遺言にまつわる実務エピソード等を楽しくお話しいたします。

問題点整理

- ・はしぶくろに書かれた遺言書の有効性
- ・自筆証書遺言の検認手続の必要性
- ・遺言書保管法による法務局への遺言書保管制度の利用
- ・相続登記義務化

問題解決へのアプローチ

【相続遺言落語セミナーのねらい】高齢者に、楽しく学んで、遺言書作成のハードルを下げ、不毛な相続争いを減らし、笑顔で円満な相続を増やすこと。

コメント

人が何か行動するには、第1フェーズ「無関心」、第2フェーズ「感心」、第3フェーズ「準備」、第4フェーズ「行動」と分けられるとされています。相続遺言落語セミナーを通して、「無関心」から「感心」へ。また「感心」から「準備」へと段階を上げる事が真の目的です。また有益な相続遺言セミナーとしても受講者を集客するのに苦労している主催者は多くいらっしゃいます。高齢者向けイベントを開催しようという方には是非とも生でご覧頂きたいです。

事例発表概要

発表者 / 所属	テーマ
水野 圭爾 水野税理士法人	相続人に認知障害があったときの 相続税税務調査の現場

前提情報

被相続人(88歳)、相続人は配偶者(83歳)、長男(55歳)、長女(57歳)、次女(50歳)の4人。自宅死亡であり、通報までに長時間経過していたため、詳細な現場検証、事情聴取をされた。相続財産は、自宅及び経営する会社の土地建物、有価証券、現金及び預金、その他の動産数点。遺産分割協議においては一切争いはなく、円満円滑に相続手続きが行われた。相続税申告書の内容確認のため自宅で面談した際、配偶者から被害妄想的な発言があった。

事例発表

税務当局の臨場調査において、相続発生後税務申告前に、配偶者の預金口座に1億2千万円の現金が預け入れられたとの指摘があった。
さらに配偶者本人が銀行窓口で入金手続きを行っていることから、この現金の全部または一部が相続財産であると認識した上でこれを「隠蔽」して税務申告をしていると認定され、重加算税の対象になると指摘された。
相続税法の規定では、配偶者が取得した正味の遺産額が、配偶者の法定相続分相当額と1億6千万円とのいずれか多い金額までは税金がかからないとされている。ただし、隠蔽仮装されていた財産はその対象外とされている。
従って、隠蔽行為の有無が追徴税額に大きく影響することとなる。
預け入れた現金を被相続人の財産ではなく自分の財産であると認識していた場合、あるいは、税理士と面談した際に預け入れたことを忘れていた場合、税務申告において隠蔽行為があったとは言えないのではないかと。そしてその主張が認められた場合、隠蔽行為の有無はどちらが立証しなければならないのか。
以上の項目から、相続人に認知障害が疑われる場合の相続税申告及び税務調査での対応方法について検討する。

問題点整理

認知障害がある相続人に隠蔽仮想行為を行うことが可能なのか？
もの忘れによる申告漏れは重加算税の対象となるのか？
隠蔽仮想行為の有無は税務当局と納税者のどちらが立証しなければならないのか？

問題解決へのアプローチ

相続税に限らず税務調査を受ける際に重要なことは、調査官が重要視しているポイントが何かを見極めることです。今回の事例におけるポイントは、配偶者の税額軽減が適用されなくなる隠蔽仮装行為の有無であったため、そこに絞った調査対応をした。

コメント

高齢化社会となっている現状において、税務調査の対象となる納税者に認知障害が疑われる事例は多いものと思われます。調査終了まで長い期間となるかもしれませんが、主張すべき点は強く主張し続けることが大切だと感じた。

事例発表概要

発表者 / 所属	テーマ
浅野 了一 弁護士法人名古屋総合法律事務所	認知症と公正証書遺言の有効性に関する一考察

前提情報

【遺言者家族の情報】

遺言者 1913 年（大正 2 年）生まれ。遺言書作成時 2001 年 10 月 87 歳の時。2002 年 1 月死亡。
遺言者の妻 1911 年生まれ。2003 年 2 月死亡。遺言者夫婦には、1 男、4 女 5 人の子供がいる。1 男は第一子。長男には、1 男 1 女 2 人の子供がいる。1 男は、第一子。遺言者夫婦は、長男家族と同居。長男の長男（養子）家族は近居。

【遺言者の財産に関する情報】

遺言者の資産は、同族会社 A 社の株式と退職金。遺言者妻も A 社の大株主。

事例発表

【時系列】

1998 年 7 月 遺言者、B 病院で頭部 CT 検査、頭部 MRI 検査。脳委縮が認められ、脳室周囲に淡い LDA（低吸収域）が確認される。臨床診断名 痴呆、HDS-R 点数 13 点（満点 30 点）。
1998 年 10 月 遺言者妻、介護保険認定調査、要介護 5 と認定。意思能力なし。
2000 年 8 月 C 病院入院。頭蓋内 X 線、CT 検査。
2000 年 10 月 遺言者夫婦で長男の第一子（長男）と養子縁組届出。
2000 年 10 月 介護保険認定調査、要介護 4 と認定。
2000 年 11 月 老人保健施設にて、HDS-R 点数 8 点（満点 30 点）、寝たきり度 B2、痴呆ランク III a。
2001 年 1 月 介護保険認定調査、要介護 4 と認定。
2001 年 10 月 遺言公正証書作成。証人 ○○事務所職員（2 名）、場所 ○○事務所。
内容 A 社株式、退職金、妻の A 社株式は長男と養子に相続させる。遺言執行者は長男と養子。
付言事項（A 社について）
2002 年 1 月 遺言者死亡。
2002 年 10 月 長男・養子を除く 4 人の子供が、家庭裁判所に、遺言者妻について後見開始申し立て及び審判前の保全処分申し立て、家庭裁判所は保全処分決定、財産管理者選任。
2003 年 2 月 遺言者妻死亡。
2003 年 6 月 長男・養子を除く 4 人の子供が、遺言者妻について、養子縁組無効確認請求事件提訴。
2003 年 7 月 養子縁組無効判決、確定。
2003 年 11 月 長男・養子を除く 4 人の子供が、遺言者について、養子縁組無効確認調停、公正証書遺言無効確認調停、遺産分割調停を申し立て。遺言者妻について、遺産分割調停を申し立て。
2004 年 10 月 地裁に遺言無効確認請求事件提訴。
2007 年 8 月 第 17 回弁論準備手続きにて和解成立し終了。

問題点整理

- ・中度ないし高度認知症と遺言能力及び公正証書遺言の方式の『口授』の有無。
- ・このような紛争は避けられなかったのか。

問題解決へのアプローチ

- ・遺言能力の有無 主張立証と証拠収集の対象と方法。実務的工夫で考えられることは何か。
- ・公正証書遺言の適式性～適法な『口授』といえるか。公証人への遺言書作成の依頼、公証人の遺言書案作成の経緯と遺言書作成時の公証人と遺言者との具体的なやり取りの内容。
- ・紛争長期化への疲れ。

コメント

中度ないし高度認知症で、遺言能力が疑われる方の公正証書遺言について、遺言無効確認訴訟を依頼された場合の対応、ひいてはそのような方の遺言書作成を依頼された場合の対応も考えたい。

また、死因贈与契約の利用も検討の余地があると思われる。

円満かつ円滑な相続を実現することの大切さを思い知らされる事案であった。

事例発表概要

発表者 / 所属	テーマ
佐山 和弘 行政書士さやま法務コンサルティング	認知症介護の不公平と向き合うための 遺言書のあり方

前提情報

認知症の親を献身的に介護してきた子がいる一方で、ほとんど関わらなかった子もいる。そんな状況で「遺産は法定相続分どおりに分けよう」となると、介護を担った子が「なぜ私だけが介護し、分け前は同じなのか」と不満を抱き、相続トラブルにつながる 경우가少なくない。

こうした不公平感を和らげ、介護の実情を反映した相続を実現するためには、遺言書が有用である。本発表ではその遺言書が「説得力」を持つためには、どのような配慮や準備が必要なのかを中心に認知症介護と遺言書にまつわる諸問題を、いくつかの事例を通して検討していきたい。

事例発表

事例①不仲の兄弟が向き合った家族の“もしも”の話——父親の終活から遺言へ
事例②嫁の献身に報いたい——姑が遺言に込めた静かな決意
事例③認知症の母の遺言を諦めた日、娘が選んだ“もう一つの道”

問題点整理

- ①数日前、心筋梗塞で倒れた父親に終活（介護、お墓、葬儀等々）の必要性を感じた二男。しかし肝心の父親本人が危機感ゼロの頑固者。そして父親譲りののんびり屋な長男。対照的で不仲な兄弟が顔を合わせる緊張の家族会議。はたして、無事に終わるのか。何を話し合い、どこまで決めるのか。プラスで遺言作成までいきたいが・
- ②介護の世話をしてくれる嫁の献身にどう報いるのか思案する姑。頼りない長男。非協力的な長女。「ありがとう」だけでいいのか。特別寄与料に委ねるか、生前贈与か、遺言書で長男にその分を多く相続させるか、それとも確実な遺贈か。その場合、遺贈に対する長女が抱くであろう感情にどう配慮するか。
- ③「母親（入院中）の遺言作成の相談に乗ってほしい」という長女の依頼で母親に会ったが、意思能力が低く遺言作成は難しい。長女は愕然としつつ「じつは弟が心配です。弟なら母に無理やり遺言書を書かせるかもしれません。とにかく母の介護を私一人に押し付けて、一切手伝わぬ弟が相続するなんて許せない！」この場合、弟の目論見を防ぐ策はあるか。

問題解決へのアプローチ

- ①「終活に関する合意書」を交わす。その中の「合意書作成後に具体的に動くこと」に「2か月以内に公正証書遺言を下記の内容にて作成すること」も盛り込み、後日遺言作成。
- ②特別寄与料はあてにできないと判断。遠慮する嫁に確認の上、遺贈することに。付言はもちろん、他にも遺言書に説得力を持たせるための手を打つ。
- ③母親の遺言能力がないことを弟に知ってもらう必要がある。すぐに診断書を取得し、それを証明しつつ、コピーしてベッドの横に貼った。念のため、印鑑、印鑑登録カード、マイナカード等を長女が保管した。そして・・・

コメント

やはり相続は汗をかいた人が報われる「論功行賞」であるべきだと考える。その大きな助けになる遺言書。あらためて遺言書のさらなる周知（富裕層だけではなく一般層にも）の必要性を感じた。

事例発表概要

発表者 / 所属	テーマ
安藤 学 (株) MIZUNO ホーム	相続不動産の売却

前提情報

母親の相続が発生し、自宅以外の不動産資産7件（賃貸アパートと土地）が遺された。相続人は子の姉と弟（二人とも70歳代）の二人で、紛争はなくスムーズに各々が土地を相続。
姉は控えめで、ご主人が前に出てくるタイプ。
弟は几帳面で自身でいろいろ進めていくタイプ。

事例発表

姉からの依頼で2か所の売却を行うことになる。（約300坪が1か所、約50坪1か所）
弟からの依頼で3か所の売却を行うことになる。（約300坪が2か所、約50坪1か所）
約300坪以上の土地は全て生産緑地の指定がされている。
まず土地相場の調査、査定を行う。
生産緑地指定の解除手続きを行う。
住宅地にあり、接道も幅員6mの生活道路に面している。
全て住宅用地向き。（店舗には不向き）
結果、弟の土地は全てスムーズにほぼ希望価格で売却できましたが、姉の土地は時間がかかり、且つ少し低めの価格で売却した。

問題点整理

何故、姉の土地は時間もかかり安くなったのか？
土地相場の価格をどうとらえるか。
購入者の意図。

問題解決へのアプローチ

それぞれの土地の特性と購入者の事情をどう理解させるか。

コメント

相続で取得した不動産に対しての思いは、人それぞれで、直接関係のない第三者の身内が関わるとスムーズに物事が運ばない場合が多くなる気がする。

事例発表概要

発表者 / 所属	テーマ
横山 大貴 愛知県津島市役所市民課	ご遺族のための「おくやみコーナー」

前提情報
死亡により必要になる行政手続きを遺族が行う。 ●90 歳男性死亡、配偶者・子あり、介護認定あり、自宅不動産あり の場合 ●45 歳女性死亡、配偶者・子なし、身体障がいあり、施設入居 の場合

事例発表
○おくやみコーナーの成り立ち ○各窓口の概要 ○前提情報の対象者に対する案内例

問題点整理
死亡したことにより必要になる行政手続きは、いつからいつまでに、どこで、誰が行うのか。

問題解決へのアプローチ
○相談できる場所とは ○アナログ・デジタルの両面を活用する

コメント
行政手続きの概要を整理した。

（事例研究発表者 敬称略）

● 優秀事例研究賞

著作名：「被相続人である子から相続人である親に対して継続的になされた少額贈与が
「生計の資本の贈与」に当たらないとして特別受益該当性が否定された事例」

発行：学会誌 第12号 2024年10月

著者：池浦 慧 氏（弁護士 福澤法律事務所 立川支所）

【要旨】（事例研究の冒頭を引用）

被相続人は死亡時において現役の医師であった。被相続人は生前に遺言書を作成しておらず、被相続人の法定相続人は配偶者（以下「甲」という。）及び実母（以下「乙」という。）の2名である。被相続人に子はおらず、また被相続人の実父（乙の配偶者）は、被相続人に先立って死亡した。

被相続人は生前、約20年にわたって乙に対し、月額10万円を送金していた（以下「本件送金」という。）。本件送金の累計額は、2000万円を上回っている。乙は本件送金の開始時から被相続人の死亡時に至るまで、一貫して被相続人による扶養を必要とする経済状況にはなかった。

このような状況において、甲は、本件送金が「生計の資本の贈与」であり特別受益に該当すると主張した。第1審は甲の当該主張を排斥したため、甲が即時抗告した。

【審査意見書から】

- ・本事例は、著者がかかわった相続訴訟に関するものであり、事例研究の例にふさわしい。被相続人であった裕福な医師が、比較的的生計に余裕のある実母相続人に毎月10万円（累計2000万円以上）を送金していたことについて、別の相続人である配偶者が特別受益に該当すると主張したが、その主張が排斥された例である。扶養義務の範囲を超えていても、特別受益に該当しない例として貴重な例であり、相続実務にも意義を有する。考察も適切である。
- ・子から親への継続的贈与に関する裁判例を解説しており、「生計の資本」の意味が理解できた。子から親への贈与という観点は、いままでにあまり取り上げていなかった観点であり評価に値する。
- ・子が親から養育を受けたことに対する感謝や孝養を表す意味での贈与が、特別受益の根拠である「生計の資本」には該当しないという判例を判り易く解説している。
- ・親に対する継続的な少額贈与の特別受益性の問題についてなされた大阪高裁の決定について、当事者の一人を代理した弁護士として事案を紹介したうえ、新たな規範の定立について、的確に分析・検討している。

● 優秀事例研究賞

著作名：「評価通達 総則 6 項による不動産評価の否認と相続税対策」

発行：学会誌 第 12 号 2024 年 10 月

著者：片 ユカ 氏（税理士 片 ユカ税理士事務所）

【要旨】（事例研究の冒頭を引用）

もし、相続開始時の財産が現金 2 億円であれば相続税評価額は 2 億円である。けれども相続開始前に現金 2 億円で 1 億円の土地、1 億円の建物を購入した場合、路線価等の評価通達によれば、土地は 8 割、建物は 6 割程度の評価となるため、全体で 3 割ほど相続税評価額が低くなる。その実勢価格と通達による評価額のかい離を利用して不動産購入による相続税対策を行った事案に対し、国税当局は通達評価額での申告を否認することがある。そして、独自の鑑定評価額で課税処分をし、訴訟となった事案の一つが、令和 4 年に初めて最高裁まで持ち込まれた結果、国側が勝訴した。この判決により、今後は不動産の購入による相続税対策をした場合、路線価等の通達による評価額ではなく、鑑定評価をして申告する必要があるのか？どんな場合に否認されるのか？という質問が多くなっている。

本稿は、この令和 4 年 4 月 19 日最高裁判決の事案を題材として、どんな相続税対策が国税当局から否認され、なぜ一般に認められる路線価等の通達による相続税評価額を、当該案件だけ否認することを裁判所が認めたのかを研究することでこういった疑問に答えようとするものである。

【審査意見書から】

・本事例報告は、納税者が相続財産中の不動産評価について、いわゆる路線価と評価通達によって評価したのに対して、国税側がこの評価を否認した著名事案（最高裁令和 4 年 4 月 19 日判決）を詳細に検討する。これは、相続税対策での重要問題であるが、「他の一般的な納税者がすることができない」ほどの借入などによる不動産購入の場合に、国税側がこのような対応（否認）をとるとの指摘は説得力がある。記述も、正確丁寧であり、今後の実務が信頼できる内容である。

・総則 6 項の運用基準・体制を判り易く解説されていたことは、実務者には有益である。相続対策でない、単なる「相続税対策」が費用とリスクを被る結果になることに警鐘を鳴らす意義は大である。

・評価通達総則 6 項という例外規定による評価がされる理由や、適用されるケースについての確に分析している。適切とは言えない相続税対策について、十分な理由を付けて警鐘を鳴らしており、実務に役立つ研究として評価され、授賞に値する。

● 優秀事例研究賞

著作名：「複雑な状態の不動産の遺産分割について」

発行：学会誌 第12号 2024年10月

著者：佐々木 好一 氏（弁護士 田中・石原・佐々木法律事務所）

【要旨】（事例研究の冒頭を引用）

相続は、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継し（民法896条）、相続人が数人あるときは、相続財産はその共有に属する（同法898条1項）。

その共有割合は民法900条から902条までの規定により算定されることとなり（民法898条2項）、その割合により遺産共有となった遺産の共有を行うこととなる。相続財産を相続分どおりに分割することが円満な相続においては必要となるのであるが、相続財産には多様なものが存在するため、スムーズに分割することが難しい事態がしばしば起こり得る。特に、遺産に不動産がある場合、さらにそれが複雑な権利状態にある場合には、困難性が高まる。そこで、本研究発表では、当職が実際に関与した案件の中で、複雑な状態の不動産について扱ったものを参考に、事例発表を行いたい。

【審査意見書から】

・本研究は、相続財産中に、①高額の借地権があった場合、②市街化調整区域内農地が存在した場合を紹介しながら、相続財産中の不動産評価及び遺産分割の在り方を実践的に検討している。①については、所有権と異なり、譲渡が容易でないことが問題になり、代償分割を選択しても資金を用意できるかが問題になること、②でも、農地の処分、転用等で農地法が障害になり、相続税評価額ではなく固定資産税評価額で評価したことが指摘されている。実務に有益な情報である。

・借地や借地上の建物の共有部分、市街化調整区域内の農地という難しい相続案件を粘り強く、和解に持ち込むことができて、筆者の苦労が良く判った。裁判所、調停委員との関係性の重要性もよく理解できた。

・複雑な不動産の遺産分割について、色々な解決例が示され、参考になる。

・円満かつ円滑に相続をしていくという意味は、個々の声をきちんと聞く事ということなのだろうと改めて思った。

・借地権及び借地上の建物の共有持分、並びに市街化調整区域内の農地を対象とする遺産分割についての事例研究を的確に行っており、評価できる。

● 優秀事例研究賞

著作名：「知的障がい者を取り巻く成年後見制度の課題 ～NPO 法人後見事業の実践から～」

発行：学会誌 第12号 2024年10月

著者：林 俊和 氏（社会福祉士 一般社団法人きりん座 相談支援事業所もーさん 代表理事）

【要旨】

本稿は、社会福祉法人勤務や相談支援を通して長年知的障害者を支援してきた筆者が、NPO 法人設立による法人後見事業を通して経験した事例を基に、成年後見制度の課題と、より柔軟で効果的な運用に向けた提言を行う。具体的には、利益相反問題、相続問題、共同後見、後見人の役割と資格、家族との連携、そして後見制度の現状における課題を、実践的な事例を交えながら考察する。

【審査意見書から】

- ・本事例研究は、NPO 法人がグループホームを運営していることから知りえた事例を詳解・分析する。知的障害者の後見は、長期になることが予定され、現状では課題が多い。とりわけ、施設との利益相反、家族との連携、相続時の処理等問題が山積している。著者の記述は丁寧であり、現状をよく理解させ、また、後見人の交代を簡素化する仕組みの必要性など、今後の実務に参考になる点が多い。
- ・後見人制度の問題点を突いた事例研究であり、被後見人がよりよい生活をおくれるよう、社会がもっと考えていくことの重要性が示された。後見人制度の活用は今後も増加していくことが予想され、後見人制度の問題点を解説している点で評価に値する。
- ・実例、実践例を交えて知的障がい者の後見制度の問題点や硬直性を問題提起している。また改善点の提案にもあった「知的障がい者の遺言作成」なども筆者の経験をもとにした現場を重視したもので、本学会としても検討する価値があると思う。また、名古屋、愛知県だけでなく、全国的な発信と繋がりにも期待したい。
- ・知的障がい者を取り巻く成年後見制度の課題について、実際に支援活動を行ってきた豊富な経験を踏まえて、多くの問題点を指摘し、十分に分析し検討するだけでなく、具体的な解決策まで提言をしている。素晴らしい研究と評価され、授賞に値する。

■オープンセミナー

【日本相続学会 オープンセミナー 開催記録 (2024.11～)】 (敬称略)

No.	開催日	テーマ	講師	所 属	ジャンル
71	2025.1.30	生命保険契約と特別受益性 (広島高決令和4年2月25日家庭の法と裁判41号50頁)	大杉 麻美	日本大学法学部 教授	法律 保険
72	2025.9.25	不動産と相続の実務 ～権利関係が複雑な遺産分割 や遺留分の対応など～	佐々木 好一	田中・石原・佐々 木法律事務所 弁護士	法律 不動産

■ブロック活動

【東海ブロック部会】 (敬称略)

開催日	テーマ	講 師	所属／職業
2024.12.5	～白血病と骨髄バンク～ つなげる命、つながる命	北折健次郎 水谷 久美	あいち骨髄バンクを支援する会 理事長・医師 あいち骨髄バンクを支援する会 事務局長
2025.4.3	デジタル遺言について	竹内 裕詞	さくら総合法律事務所 弁護士
2025.8.20	6項評価による否認と相続税対策	片 ユカ	片ユカ税理士事務所 税理士

【関西ブロック部会】 (敬称略)

開催日	テーマ	講 師	所属／職業
2025.7.29	裁判例からみる生命保険金と特別受 益・遺留分	竹内 裕詞	さくら総合法律事務所 弁護士

【北海道ブロック部会】 (敬称略)

開催日	テーマ	講 師	所属／職業
2025.6.6	相続に備えた公正証書の活用	野口 幹夫	札幌公証役場 公証人

■メールマガジン “日本相続学会発「円満かつ円滑に」”

2024.11～2025.10

(敬称略)

通算	年	月	テーマ	執筆者
112	2024	11	借地人の一言がきっかけで高値売却につながった底地事例	坂本祐一郎
113		12	定期借地権付きマンションを考える	森田 純弘
114	2025	1	「小規模宅地等の特例」と「住所」 高齢者化社会における老人ホーム	森田 純弘
115		2	『特別受益』と『生前贈与加算』（令和5年度の相続税法改正を踏まえて）	森田 純弘
116		3	被相続人の所有物件調査と所有不動産記録証明制度	西田 誠
117		4	不動産の住所氏名の変更登記の義務化	西田 誠
118		5	検索性情報の申出	西田 誠
119		6	登記申請に必要な情報	西田 誠
120		7	令和5年4月27日施行 相続土地国庫帰属法	西田 誠
121		8	死亡保険金の支払いがなければ相続税はかからない？	片 ユカ
122		9	毎年110万円贈与は危険？いいえ、贈与して大丈夫です	片 ユカ
123		10	相続対策で孫へ贈与する場合の注意点	片 ユカ

一般向けのメールマガジンを2015年7月より配信開始いたしました。
月に一回のペースで発信中。ご登録をお願いいたします。(無料)

- ①「まぐまぐ」を検索 (<http://www.mag2.com/>)
- ②上段にて「日本相続学会」を検索
- ③メールアドレスを入力して登録完了

■学会賞選考委員会ならびに表彰規程

(目的・総則)

第1条 本学会に、論文賞、論説賞、著作賞、業績賞を設け、日本相続学会会員（以下、「本会会員」とする。）を表彰することにより、円満かつ円滑な相続が広く社会に普及し、国民生活の向上に寄与することを目的とする。本規程は、日本相続学会の表彰運営事務の詳細について規程する。

(賞の種類)

第2条 学会賞の種類は次の通りとする。

- 一 論文賞
- 二 論説賞
- 三 著作賞
- 四 業績賞

(論文賞)

第3条 論文賞は、過去2年間の日本相続学会学会誌において、相続に関する研究論文を発表し、本学会の発展に著しい貢献をしたと認められる本会会員に授与する。

(論説賞)

第4条 論説賞は、過去2年間の日本相続学会学会誌において、相続に関する論説を発表し、本学会の発展に著しく寄与し、その意義や貢献が多大であると認められる本会会員に授与する。

(著作賞)

第5条 著作賞は、過去2年間に、相続に関する著しい貢献をしたと認められる学術的な著作又は相続問題の啓発及び教育に著しい貢献をしたと認められる実務的な著作を発表した本会会員に授与する。

(業績賞)

第6条 業績賞は、相続に関する取り組みおよびそれにかかる制度等に関して、社会的な評価を受け、又は将来の発展に寄与すると認められる業績を発表した本会会員に授与する。

(学会賞選考委員会)

第7条 表彰に関わる委員会として学会賞選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 本委員会は、論文賞、論説賞、著作賞、業績賞について書類選考を行う。
- 3 委員会は8名以内の委員をもって構成する。
- 4 委員長・副委員長・委員は、理事会において選出する。
- 5 委員は、会員の中から学会を構成する諸分野の均衡に留意して理事会が選任し、会長が委嘱する。
- 6 委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
- 7 委員長・副委員長・委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(選考手続)

第8条 委員会は毎年、会告等の方法により、会員に対し、上記4賞に相応しい者の推薦を依頼する。委員会は、各賞の候補者を理事会に推薦し、理事会が受賞者を決定する。

(学会賞)

第9条 各賞について、賞状を贈呈する。

(表彰)

第10条 学会賞は、選考委員会の報告に基づいて理事会において決定し、原則として毎年の通常総会又は研究大会において授賞理由を公表し、これを授与する。

改訂履歴

平成27年12月15日施行 平成30年6月4日改訂

■日本相続学会 優秀事例研究賞表彰規程

（目的・総則）

第1条 日本相続学会優秀事例研究賞（以下「優秀事例研究賞」という。）は、日本相続学会会員（以下、「本会会員」という。）の優れた実践活動を掘り起こすとともに、他の模範とすることによって、「円満かつ円滑な相続」の社会への普及に寄与することを目的とする。

（選考基準）

第2条 優秀事例研究賞は、過去2年間の日本相続学会学会誌において、相続に関する事例研究を発表し、本学会の発展に著しい貢献をしたと認められる本会会員に授与する。

（選考手続）

第3条 優秀事例研究賞の選考にあたっては、学会賞選考委員会（以下「委員会」という。）が、その任にあたる。

2 委員会は、学会誌に掲載された事例研究を前条の基準により審査する。委員会は、候補者を理事会に推薦し、理事会が受賞者を決定する。

（表彰）

第4条 優秀事例研究賞は、毎年度1回選考を行うこととする。

2 優秀事例研究賞には、賞状を贈呈する。

3 原則として、毎年の通常総会又は研究大会において授賞理由を公表し、これを授与する。

（規程の改廃）

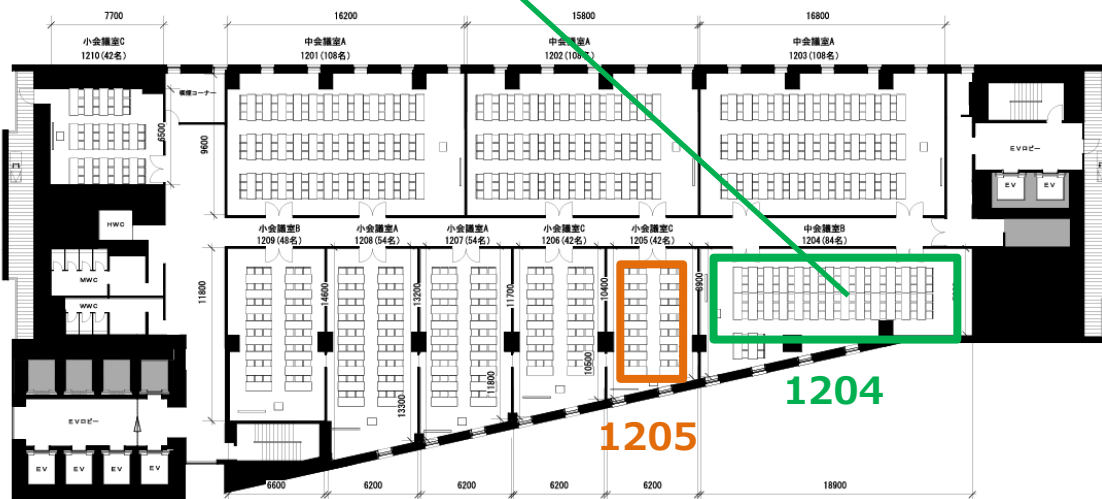
第5条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

令和2年8月26日施行

■会場配置図 (ウインクあいち)

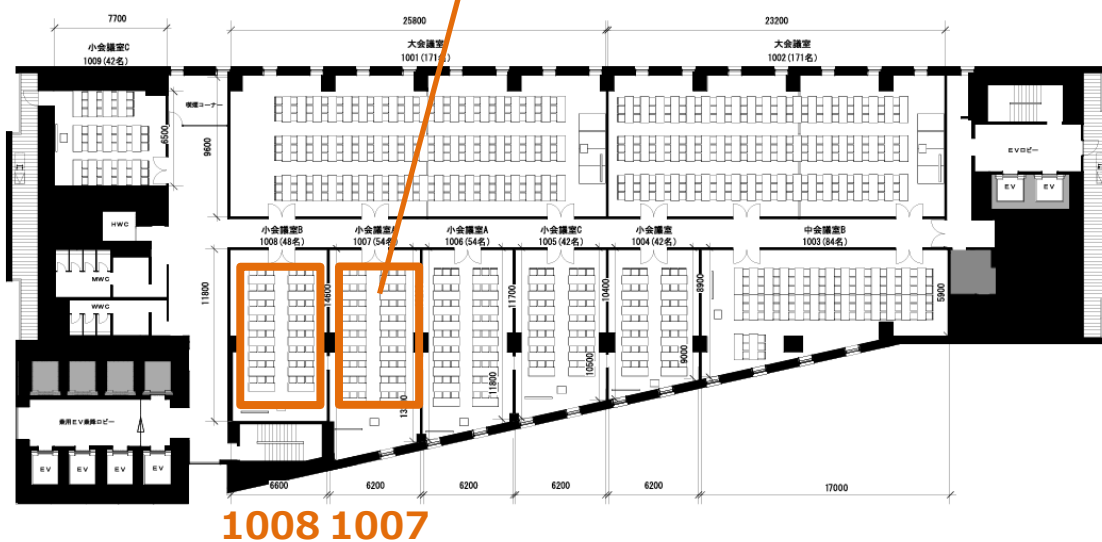
10/17 (金) 12 階

主会場



10/18 (土) 10 階

主会場



情報交換会 (10/17 17:30~)

SUGIMOTO THE STEAK

名古屋市中村区名駅3丁目 18-19 GEMS 名駅3丁目 1 F

TEL : 052-485-9950

■MEMO

賛 助 広 告

ご支援いただき
ありがとうございました。

経営者が“相談したくなる”会計事務所へ。
新たな経営支援ツール登場!

MJS × Hirameki 7

経営分析プラス



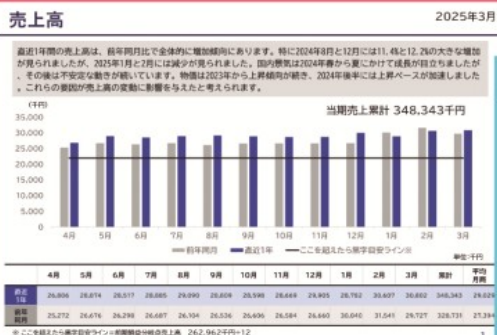
税理士とのコラボレーションにより生まれたAI機能搭載!

AI
レポート

顧問先向けのレポート作成を
スピーディに!

- ・事前設定不要&ボタン1つでカンタン出力
- ・会計データと公的統計に基づき生成AIがコメントを自動作成
- ・AIコメントやグラフの色を自由に編集可能

月次AIレポート



年計グラフで事業の変化に気付ける
黒字の目安をひと目で確認

年次AIレポート

営業利益・営業利益率推移



最大5期のトレンドを確認
営業利益の変動要因を可視化

レポートの要約を
読み上げる動画も
自動で作成!



「ACELINK NX-Pro」から
「Hirameki 7」に簡単に
会計データをアップロードできます



※経営分析プラスはACELINK NX-Pro 会計大將の会計データを活用したサービスです。

Hirameki 7

今すぐ検索!

MJS ヒラメキ



愛知・名古屋で40年を越す実績



弁護士法人

名古屋総合法律事務所

税理士法人

名古屋総合パートナーズ



遺産分割 家族信託 相続税申告 登記

に強い!

東海3県の相続のことなら
名古屋総合法律事務所におまかせください

弁護士・税理士・司法書士・社労士が
専門チームを組んで迅速に解決いたします

様々な手続きをワンストップでご提供

弁護士・税理士・司法書士・社労士が在籍しているため、当事務所の窓口一つのワンストップでご相談から解決まですべておまかせいただけます。

あなただけの専門チームが全力で戦います!

4士業が協働し、ご相談者様のお悩みに合った専門チームを組むことで、相続に関するあらゆる問題にオーダーメイドで対応可能です。

相続はスピード勝負です。
おひとりで抱えずに、まずは私たちにお話してください。

代表弁護士・税理士・社会保険労務士・宅地建物取引士 浅野 了一



お問い合わせ・相談のご予約はこちら 初回相談60分無料



0120-758-352

平日・土日祝 6:00-22:00

ナゴヤソウゴウ

私たちが
選ばれる理由

開業して40年以上!
信頼と実績が違います

1985年に創業した歴史ある事務所です。経験と知識で、依頼者様の利益を最大化いたします。

個人情報・プライバシーの徹底的な保護

「個別相談」「完全予約制」「完全個室」の徹底により安心感が違います。

どの事務所もアクセス
便利な好立地

夜間・土曜日にも相談対応!
ご都合の良い場所にてご相談いただけます。



名古屋・丸の内事務所



金山駅前事務所



一宮駅前事務所



岡崎事務所

名古屋総合法律事務所
WEBサイト



<https://nagoyasogo.jp>

吉田修平法律事務所

- 所在地：〒104-0045 東京都中央区築地 1-13-13 北水ビル第三 7 階
- TEL：03-6264-3064 ●FAX：03-6264-3065 ●第一東京弁護士会所属
- URL：www.s-yoshida-law.com ●e-mail：yoshida@s-yoshida-law.com
- 取扱業務分野：借地借家法、不動産全般、相続
- 学会活動・講演会・TV 出演、相続に関する書籍執筆など、外部活動多数
- 執務時間：10:00～18:00 ●休業日：土日祝

世のため人のため



遺産相続では多くの不動産問題が発生します。

当事務所は、代表の吉田弁護士が定期借家権や終身借家権の立法に携わるなど、不動産相続を最も得意とする法律事務所です。また、裁判や交渉案件以外にも、書籍執筆や各団体からの講演依頼、メディア出演等の実績もあります。

今後も、仕事を通じて社会に貢献し、豊富な知識と経験を生かして質の高いリーガルサービスを提供してまいります。

最新著書「マンションの『老い』（令和 7 年 1 月発刊・金融財政事情研究会）」発売中

お客様とのご縁を大切に育てます。



 池畑会計事務所

成年後見と相続 税理士 池畑芳子



042-325-5055

東京都小平市鈴木町 1-15-18 〒187-0011

URL <http://ikehatakaikei.jp>



「ありがとう」と言われる相続を実現します！



SAKURA SOGO GROUPE

さくら総合グループ

さくら総合法律事務所 代表弁護士 竹内 裕詞

株式会社さくら総合オフィス FP 竹内 美土璃(みどり)

〒460-0003 名古屋市中区錦 2-4-3 錦パークビル 2F

TEL052-265-6663 FAX052-265-6664



代表 佐山和弘



- ◎ 行政書士さやま法務コンサルティング（全国対応）
- ◎ 愛知県東海市富木島町前田48-7
- ◎ 遺言作成支援/相続手続/終活サポート/グリーフケア/講演・研修・セミナー
- ◎ 電話 052-603-6650
- ◎ メール info@sayama-houm.com
- ◎ URL <https://www.sayama-houm.com>

近著



相続税の動産評価、お任せください！

全国 出張・査定無料



遺品査定



遺品整理



お買取り



担当者

岩村 亮

080-5186-8870

iwamura@sho-you.biz

お気軽に
ご相談ください

045-290-8087



〒221-0844

横浜市神奈川区沢渡1-2 Jプロ高島台サウスビル4階C号室
古物商取扱事業所（神奈川県公安委員会許可 第451370011801号）



住み良い未来を創造する 有限会社ビクトリー
北九州市の売買仲介・不動産売却・不動産管理・賃貸管理
のことならお任せください！

有限会社ビクトリー

北九州市小倉南区津田新町4丁目8-5

定休日：毎週火・水曜日

TEL：093-474-5550

mail：yukari@victory-re.co.jp



相続・財産承継及び事業承継のご相談なら



千代田本社 〒101-0021 東京都千代田区外神田6丁目9番6号
TEL.03-3836-2751 FAX.03-3835-7471
札幌事務所 〒060-0002 札幌市中央区北2条西3丁目1番地 敷島ビル611
TEL.011-252-5005 FAX.011-252-5006
名古屋事務所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅2丁目45番14号 東進名駅ビル4階
TEL.052-856-2161 FAX.052-856-2011
<http://www.hirakawa-tax.co.jp>

大阪事務所 〒541-0054 大阪市中央区南本町3丁目6番14号 イトゥビル3階
TEL.06-6282-1212 FAX.06-6282-1211
福岡事務所 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目20番1号 大博多ビル10階
TEL.092-260-7745 FAX.092-260-7746
e-mail:info@hirakawa-tax.co.jp

株式会社ライフテーブル

代表取締役 伊藤久夫

愛知県津島市神守町一丁田 99 番地

TEL:0567-97-3807 FAX:050-3730-2802

URL:<http://www.lifetable.jp> Mail:info@lifetable.jp

企画・運営：相続学校なごや・相続支援センター愛知津島

■MEMO

■参加者アンケート

アンケートにご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。



URL <https://questant.jp/q/9LWYEDCU>

2025 年 10 月 17 日

一般社団法人日本相続学会
第 13 回研究大会実行委員会

〒101-0021
東京都千代田区外神田 6-9-6 平川会計パートナーズ内
FAX050-3730-8835
Email: info@souzoku-gakkai.jp
URL: <https://souzoku-gakkai.jp>



「円満かつ円滑に」
一般社団法人日本相続学会®
The Japanese Inheritance Association